

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等（概要）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 1 号）及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成 24 年 1 月環境省告示第 4 号）（以下「改正省令等」という。）の一部を改正し、以下の通り経過措置規定を設ける。

成猫（1 歳以上のねこをいう。以下同じ。）を、飼養施設内を自由に行動し、休憩場所等に自由に移動できる状態で、午後 8 時から午後 10 時までの間展示する場合は、平成 26 年 5 月 31 日までの間は、当該成猫に関して、改正省令等中夜間展示規制^{*}に関する部分を適用しない。

※経過措置の対象となる夜間展示規制

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 1 号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

○第 3 条第 2 項第 9 号

犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後 8 時から午前 8 時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。）。

○第 8 条第 4 号

販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）犬又はねこの展示を行う場合には、午前 8 時から午後 8 時までの間において行うこと。

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成 24 年 1 月環境省告示第 4 号）による改正後の動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年 1 月環境省告示第 20 号）

○第 5 条第 1 号ヌ

販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

○第 5 条第 5 号イ

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。